

議案第九十九号

港区立教育センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立教育センター条例の一部を改正する条例

港区立教育センター条例（昭和四十年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 位置 東京都港区白金三丁目十八番二号

付 則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）

教育センターの位置を変更するため、本案を提出いたします。